令和８年南砺市議会定例会

令 和 ８ 年 １ ０ 月 会 議

議案　参考資料

【新旧対照表】

令和８年１０月会議提出案件参考資料

目　　次

その他

議案第　　７０ 号　　南砺市病院事業将来ビジョン議決事項の改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　　3

南砺市病院事業将来ビジョン議決事項新旧対照表

現行	改正案	備考
南砺市病院事業将来ビジョン議決事項 １　　南砺市病院事業将来ビジョンの策定目的 労働力人口の減少に伴う医療従事者の不足が懸念されるなか、地域医療をどのようにして存続していくかが今問われています。 地域医療の提供に関し、公立病院が担う役割は大きく、将来にわたって地域に必要とされる医療を提供していくためには、病院経営の強化や医師確保対策等に向けた市立２病院のあり方（将来ビジョン）が必要です。市では、現在を生きる世代・将来を生きる世代が、引き続きこの地域で安全・安心に暮らしていけるよう、南砺市病院事業将来ビジョンを策定します。 ２　南砺市病院事業将来ビジョンにおける３指針 （１）市立２病院のあり方	南砺市病院事業将来ビジョン議決事項 第１章　南砺市病院事業将来ビジョンの策定目的 労働力人口の減少に伴う医療従事者の不足やコロナ禍後の医療需要の変化等による病院事業経営の悪化は、従来の想定をはるかに上回り、今や病院事業の存続に関わる喫緊の課題となっています。地域医療の提供に関し、公立病院が担う役割は大きく、将来にわたって地域に必要とされる医療を提供していくためには、病院経営の強化や医師確保対策等に向けた市立２病院のあり方（将来ビジョン）が必要です。市では、現在を生きる世代・将来を生きる世代が、引き続きこの地域で安全・安心に暮らしていけるよう、南砺市病院事業将来ビジョンを策定します。 第２章　南砺市病院事業将来ビジョンにおける指針 第１　市立２病院の医療機能のあり方 １　基本的事項 （１）持続可能な病院運営の実現 （２）二次医療圏で必要な医療を受けられる医療体制の構築	策定目的の改正 指針内容の改正

①　医療機能 　市立２病院間での役割を明確化し、市立病院として「一体的運営」と「経営強化」を開始します。医療従事者の確保や病院経営の健全化を目指し、医療資源が最適化される医療提供体制を目指します。 ②　外来診療 　主要な外来診療科は、原則１箇所に集約せず、２病院毎に設置します。受診数が少なく医師確保が困難な場合等は、外来診療科の統合等を検討します。	２　医療機能 （１）外来機能 　外来機能は、市民の生活に密着した医療機能であることから、両病院それぞれにおいて維持することを基本とします。一方で、医師の確保が困難な場合など、やむを得ない事情が生じた際は、その診療科に限り、より多様な外来機能を有する南砺市民病院への集約を図ります。 （２）入院機能 　南砺市民病院には、医療資源をより多く必要とする高齢者中心の入院病床を配置し、南砺中央病院には、日常生活への復帰を支援するための入院病床を配置します。今後、二次医療圏内での機能連携・分化がさらに深化する場合には、二次医療圏全体での協議結果を踏まえて、必要な入院機能を検討していきます。 （３）救急機能 　今後増加する高齢者救急に対応するとともに、基幹病院の後方支援を強化するため、市内で対応可能な救急搬送の受入れ先を南砺市民病院へと集約します。南砺中央病院では、平日の日中に限り、対応が可能な範囲で受入れを継続します。 （４）手術機能	

	症例の集約化による高齢者手術の専門性の向上と効率的な医療提供、研修環境の充実と術後管理体制の強化、二次医療圏内の基幹病院等との連携強化など後方支援病院としての手術機能を最適化するため、市立２病院の手術機能を南砺市民病院に集約します。 （５）へき地医療の支援 へき地診療所の医師が病気や出産等により不在となった場合であっても、診療を継続できるよう、内科医・総合診療医を多く抱える南砺市民病院が中心となった地域診療拠点を創設し、へき地医療を含めた市域全域の地域医療を支える体制を整えます。	
（２）市立２病院の組織のあり方 別々の市立病院という概念を脱却し、２分野を持つ市立病院として一体的運営が行えるよう、次に掲げる項目を中心に病院組織のあり方を見直します。 ・事務局の統合 ・事務局内での組織改編 ・病院間等における人事交流 ・一体的な採用試験	第２　病院事業のあり方 １　病院組織の改編 別々の　　病院という概念を脱却し、１つの市立病院として一体的かつ持続可能な病院運営を行えるよう、病院組織のあり方を見直します。 ２　医療従事者の確保に向けた施策の強化 持続可能な地域医療提供体制を構築するため、働きがいのある職場環境の整備や研修制度の充実、機能分化を踏まえた最適な医療機器の整備を通じ、医療従事者の確保及び勤務継続に努めます。また、魅力ある病院づくりを通して、医師派	

	遺元大学との連携強化を推進します。 ３　交通アクセスの確保・利便性の向上 病院を利用する住民にとって、受診が不便とならないよう、交通アクセスの確保と利便性の向上に努めます。 ４　二次医療圏における関連機関との連携強化 二次医療圏で必要な医療が受けられる医療体制の構築に向け、区域内の基幹病院や関連病院、消防組合との円滑な医療連携・協力に努めます。	
（３）目標達成に向けた進捗管理と情報公開のあり方 指針に掲げた目標の達成に向け、短期経営計画（計画期間：５年間）を策定し、進捗状況、軌道修正の必要性等を毎年度報告・公表します。	５　着実な目標達成と情報の透明性の確保 指針に掲げた目標の達成に向け、短期計画を策定し、その進捗状況等について、毎年度、市議会へ報告し、公表します。また、病院再編に関する情報の透明性の確保に努めます。	
３　　計画期間 本ビジョンの対象期間は、令和５年度から令和１４年度までの１０年間とします。	第３章　計画期間 本ビジョンの対象期間は、令和８年度から令和１７年度までの１０年間とします。	計画期間の改正